

宇都宮市自治基本条例シンポジウム 次第

○日 時 平成20年2月16日(土)
午後1時30分～3時30分

○場 所 宇都宮市東コミュニティセンター
2階ホール

○ 開 会

- ・ 市長あいさつ

○ 第1部 発表会(午後1:30～1:50)

『宇都宮市自治基本条例を考える会議』の検討状況について」

- ・ 「宇都宮市自治基本条例を考える会議」会長, 分科会世話人

○ 第2部 基調講演(午後1:50～2:20)

「地方分権と『自治基本条例』」

○ 講師

牛山 久仁彦 氏(明治大学政治経済学部 教授)

○ 第3部 パネルディスカッション(午後2:30～3:30)

「私たちが求める宇都宮市の自治(まちづくり)～自治基本条例の役割～」

○ コーディネーター及びパネリスト

コーディネーター

藤本 信義 氏(「考える会議」会長・宇都宮大学名誉教授)

パネリスト

小針 協子 氏(「考える会議」公募委員)

安藤 正知 氏(NPO法人宇都宮まちづくり市民工房事務局長)

上野 勝弘 氏(宇都宮商工会議所 青年部会長)

牛山 久仁彦 氏(明治大学政治経済学部 教授)

○ 閉 会

第1部 発表会

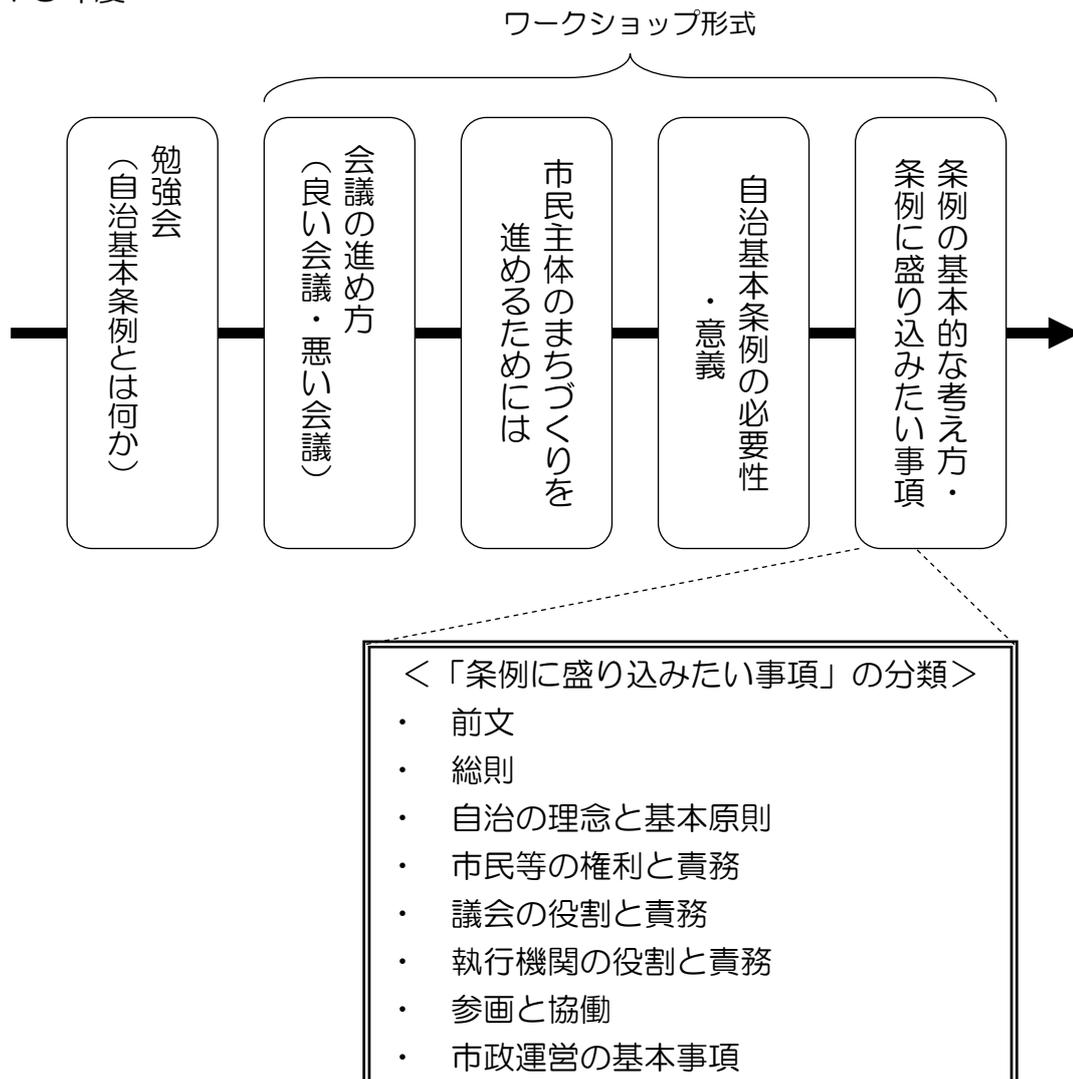
「宇都宮市自治基本条例を考える会議」の 検討状況について

1 宇都宮市自治基本条例を考える会議とは

- ・ 自治基本条例が、一般的に「市民」、「議会」、「執行機関（市長，職員）」の役割，権利，責務等を定めているものであることから，市民・議会・執行機関が対等の立場で条例を検討する場として設けられたもの
- ・ 条例に盛り込むべき内容の骨子を市長に提言
- ・ 市民委員36名（うち公募委員23名），市議会議員委員6名，執行機関職員委員6名の合計48名

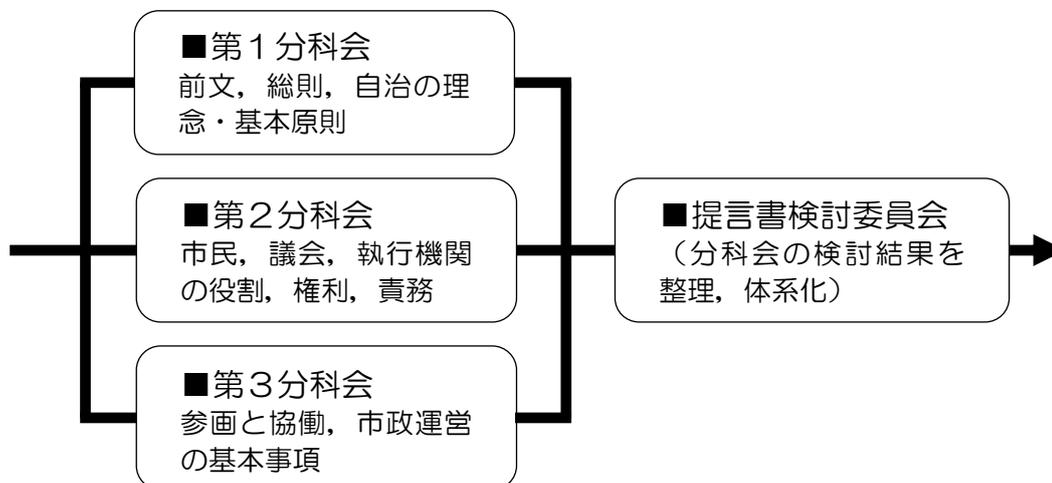
2 これまでの検討の経過

(1) 18年度



(2) 19年度

分科会方式
 (「条例に盛り込むべき事項」をテーマ別に深く検討)



3 「条例に盛り込むべき内容」の検討状況 ※ 現在，提言書検討委員会で検討中

| | | |
|-------------|---------------|---|
| <p>■ 前文</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ まちの歴史，文化や環境 恵まれた自然に支えられ，二荒の杜を中心に発展 ・ 過去・現在における自治への取組 ・ 目指すべき自治のかたちやまちのあるべき姿 私たちは，この地において，古きよきものを守りつつ，新しい生活文化を求め，創っていかうとする中で，互いに共通する思いとして，より住みやすいまちを構築していきたいと考えている。 また，私たちは，まわりの人々も幸せにしていこうというやさしさを持ち，思いやりのある社会を構築していきたいと考えている。 ・ 市民の主体性及び協働の重要性 ・ 自治基本条例を制定する意義 |
| <p>■ 総則</p> | <p>(1) 目的</p> | <p>この条例は，自治の理念を明らかにし，私たち自治を担う者の協働のあり方，権利と責務，自治の基本的な仕組みを定めることにより，市民主体のまちづくりを確立し，市民がさらに幸せに暮らせるようにしていくことを目的とする。</p> |
| | <p>(2) 定義</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各主体 市民，地域活動団体，非営利活動団体，事業者，その他各種団体及び市 ・ 市民等 市民，地域活動団体，非営利活動団体，事業者及びその他各種団体 |

| | | |
|--------------|---------------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民 市内に住む人，働く人，学ぶ人 ・ 地域活動団体 自治会をはじめとする，地域で自主的に公共的活動を行う，地域に根ざして形成された団体 ・ 非営利活動団体 公共的な課題に関して，自主的に活動を行う団体で，前号以外の非営利に活動する団体 ・ 事業者 市内において事業活動を行うもの ・ 市 市議会及び執行機関により構成されるもの ・ 地域コミュニティ 市民が地域に集うことにより必然的に築かれる人と人とのつながり ・ 協働 市民がさらに幸せに暮らしていくという共通の目標を実現するため，各主体（市民，地域活動団体，非営利活動団体，事業者，市等）が，互いに情報を共有し合い，対等の立場に立って，相互に信頼し，理解及び尊重し合いながら，役割と責任を担い合い，お互いの特性や能力を発揮し合いながら連携及び協力して，効果的に自治に取り組むことをいうこと。 |
| | (3) この条例の位置付け | 市は，条例の制定，政策の実施等に当たり，この条例の趣旨を最大限，尊重しなければならない。 |
| ■ 自治の理念と基本原則 | (1) 自治の理念 | 市民主体のまちづくりを確立し，市民がさらに幸せに暮らしていくことを目指すこと。 |
| | (2) 基本原則 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己決定，自己責任 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の尊重 市民の権利の尊重 市民の個性・能力を自治に生かすよう努める。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働（各主体は，協働することに努める。） ・ 公共的活動の範囲等 各主体は協力して，多様な段階，方法により，公共的活動として何を行うべきかを考え，話し合い，決定していく。 各主体は協力して，計画を立てて公共的活動を行い，その結果を検証するとともに，その結果について各主体がそれぞれの役割・負担に応じた責任を負う。 |

| | | |
|--------------------|----------------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 情報の共有 各主体は、個人情報の保護に配慮しつつ、それぞれが保有する公共的課題・活動に関する情報の共有に努める。 人づくり 他者を理解し共により良く生きようとする姿勢を持ち、積極的に対話することを通して主体的に公共的課題を解決できる人材を、各主体は協力して育成する。 社会資源の利活用等 自治の推進に当たっては、人と物を大切に作る心を持ち、それぞれが有効に社会資源を利活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供し合うよう努める。 |
| ■ 市民等の権利と責務 | (1) 市民の権利 | <ul style="list-style-type: none"> 個人として尊重され、市民としての幸せを求めていく権利 社会的責任を有する者として、公共的活動に参画する権利 公共的活動を行うために、これに関する情報を求めることができること。 自らに応じた行政サービスを受けることができること。 |
| | (2) 市民の責務 | <ul style="list-style-type: none"> 市民は、まちを構成し、社会的責任を有する者として自主的かつ自律的に公共的活動に参加するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならない。 市民は、公共的活動に伴う負担を分任する。 市民は、公共的活動に参画し、遂行するために必要な知識の習得及び技術の向上のため、自己研鑽に努める。 |
| | (3) 地域活動団体の責務 | <ul style="list-style-type: none"> 地域活動団体は、地域内の市民の対話を促し、市民が公共的課題を共有できるようにし、地域内の市民の意見の集約を図り、公共的活動を行うことで、地域の課題の解決に努める。 地域活動団体は、それぞれが協力し、つながりを強く確かにし、情報を共有することに努めるほか、その他の各主体とも同様に協力して、つながりの強化と情報共有に努める。 |
| | (4) 非営利活動団体の責務 | <ul style="list-style-type: none"> 非営利活動団体は、お互いに助け合うという精神のもと、各主体を先導または補完して、市民の要望に応え、社会的使命を果たし、市民がさらに幸せに暮らすことができるよう努める。 非営利活動団体は、それぞれが協力し、つながりを強く確かにし、情報を共有することに努めるほか、その他の各主体とも同様に協力して、つながりの強化と情報共有に努める。 |
| | (5) 事業者の責務 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、まちを構成し、社会的責任を有する一員として、自主的かつ自律的に公共的活動に参加するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならない。 事業者は、従業員の業務と私的活動、公共的活動の調和を考慮しながら、従業員が円滑に公共的活動に参加できるよう努める。 |

| | | |
|--------------|----------------|---|
| ■ 議会の役割と責務 | (1) 議会の役割と責務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の意思を市政に反映 ・ 市政経営の監視・調査 ・ 政策立案等 ・ 情報提供，説明責任 |
| | (2) 議員の責務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の代表者としてその信託にこたえ，公正・誠実に職務遂行 ・ 市民全体がさらに幸せに暮らしていくことができるようにするという職務遂行のため，広く自己研鑽に努める。 ・ 議員活動について，積極的な情報公開 |
| ■ 執行機関の役割と責務 | (1) 執行機関の役割と責務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の事務の管理，執行 ・ 執行機関相互に連携を図り，総合的な行政サービスを提供 ・ 効果的・効率的な行財政運営 ・ 情報共有，説明責任 |
| | (2) 市長の責務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の代表者としてその信託にこたえ，市の代表者として公正かつ誠実に市政を執行 ・ 効果的・効率的な行財政運営 ・ 市民全体がさらに幸せに暮らしていくことができるようにするという職務遂行のため，広く自己研鑽に努める。 |
| | (3) 職員の責務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公正かつ誠実に職務を遂行 ・ 効果的・効率的に職務を遂行 ・ 職務の遂行に必要な知識の習得及び技能の向上のため，自己研鑽に努める。 ・ 協働によるまちづくりの推進に配慮して職務を遂行 |
| ■ 参画と協働 | (1) 自助，共助，公助 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民は，自らできることは自ら，家庭，地域コミュニティや地域活動団体の中でできることはその中で，他の各主体と協力して対応しなければできないことは，各主体と適切に役割と責任を担い合って行わなければならない。 ・ 市民は，地域コミュニティ及び地域活動団体が自治の原点であることを認識し，地域コミュニティ及び地域活動団体がより強く，確かなものとなるよう，世代や文化を超えてまわりの人々と対話し，公共的課題を共有するとともに，その解決に貢献するよう努めなければならない。 ・ 地域社会において，各主体は協力して子育てを行う。 |
| | (2) 地域主体のまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域主体のまちづくりを進めるに当たっては，各主体は協力して，小学校区等を基本とする等の住民の生活圏に配慮した適正な地域区分を行いながら取り組んでいく。 ・ 執行機関は，適正な地域区分に基づき，地域の総合的な行政拠点を軸とした身近な地域での一層の行政サービスの拡充や，市民との協働の推進等，住民主体の地域づくりを進める。 |

| | | |
|-------------|-------------------------|--|
| | (3) 協働の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行機関は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に案を公表して、市民の意見を募り、それらの意見を考慮して意思決定する。 ・ 執行機関は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、協働によるまちづくりを推進するために必要な施策を講じる。 |
| | (4) 附属機関等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会・懇談会の公開、公募委員の導入 |
| | (5) 住民投票 | <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの事案に応じ、実施に必要な事項を条例に定め、住民投票を実施 ・ 住民投票の結果の尊重 |
| ■ 市政運営の基本事項 | (1) 総合的な市政運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画の策定 ・ 総合的・計画的な市政運営 |
| | (2) 財政運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 財源の効果的・効率的な活用、財政の健全性の確保 |
| | (3) 市政運営の評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにするとともに、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、最もふさわしい方法により施策、事業等の評価を実施し、その結果を公表する。 ・ 執行機関は、各主体と協力しながら、最もふさわしい方法により協働のまちづくりの趣旨にのっとり事業等の評価を実施し、その結果を公表する。 |
| | (4) 執行機関の組織 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織編制は分かりやすく、効率的・機動的なものとする。 |
| | (5) 行政手続 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公正で透明な行政手続の確保 |
| | (6) 条例の制定及び活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行機関は、市民がさらに幸せに暮らしていくことを目的として法令の解釈・運用を行う。 |
| | (7) 法令の遵守 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守体制の構築 |
| | (8) 国及び他の地方公共団体との連携及び協力 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、国・関係地方公共団体と互いに連携を図りながら共通の課題を解決するよう努める。 |

4 今後の検討の進め方

- ・ 市内数か所において、市民との意見交換会の開催

第2部 基調講演 地方分権と「自治基本条例」

- 講師 牛山 久仁彦 氏
(明治大学 政治経済学部教授)

1 分権時代の自治体と住民

自治体間競争の時代と「地方自治改革」→地域住民の信頼に応える自治体づくり
⇒ 自治体は住民と行政の協働で創る — 自治体は役所だけのものではない
・政策の優先順位 ・限られた財源の有効利用 ・多様なニーズへの対応
☆そもそも地方自治とは何だったのか？

2 住民協働のあり方と考え方

変わる住民と行政の関係—なぜ協働型の自治体運営が求められるのか

- 積極的理由 地方分権改革の進展
- 住民本位の行政
- 住民意識の成熟
- 消極的理由 財政危機による行政サービスの縮小（選択）
- 「政府の失敗」の修正
- 住民による行政の補完

◇地域社会の状況変化に見合った自治体経営のPDCA サイクルと協働

3 地方分権と住民参加・協働

2000年4月 地方分権推進関連法（分権一括法）成立

- ・自治体に権限と財源を「委譲」 — 機関委任事務の廃止
- 国と地方の関係の見直し
- 必置規制の緩和 など

↓
「官官分権」にすぎないという批判も

⇩
「行政から住民へ」「官から民へ」という分権 — 規制改革との異同

- ☆ 自治体経営におけるNPM理論の影響と自治体改革（自治体経営改革）
- ☆ 単なるコストカットにとどまらない、住民の満足度を高めるための方策

4 分権と協働のための条例を創ることの意味

条例制定権の拡大と自治体の対応 — 「上乘せ」「横出し」条例への取り組み
自治基本条例の制定

☆分権時代の自治体のあり方を条例化することの意義

◎自治基本条例の制度設計 → 何を条例化するか＝議会・行政と住民の約束ごと
分権自治体の理念とまちづくりの方向性
参加・協働の手法と具体的な課題
参加・協働の実効性担保と監視機関 など

5 自治基本条例の位置づけと活用方策

自治体における市民の憲法＝「自治基本条例」

→地方分権改革を契機に制定運動が活発化

- ・現行法の枠内での制定という制約
- ・法律を逸脱しないということの意味（条例制定権）
- ・最高規範性の考え方

自治体行政サービスのあり方についての基本的方向性

自治体の他の条例の規範 住民の自治体政治への関与のルール

住民参加のあり方 議会・行政の組織・運営の考え方

行財政システムのあり方・改革の方向

住民投票制度の導入

☆宇都宮市らしさをどのように具体化していくのか？（理念・計画・施策）

- ・他の自治体の事例 二セコ町まちづくり基本条例 など

6 条例の制定手続きと改正

自治基本条例制定のハードル 最も高い→住民投票を課す⇒ 条例の権威高めるが…
最も低い→議会議決

制定過程への住民参加 — 制定過程は常に公開される必要
パブリックコメントなどの多用
住民への日常的な情報公開
意見の日常的な把握と参加
☆自治体議会との関係とパブリック・インボルブメント

